

日野第三小学校いじめ防止基本方針

平成26年9月
(令和3年8月25日 改訂)
(令和4年1月 改訂)

小03 日野市立日野第三小学校

日野第三小学校いじめ防止基本方針

令和4年1月改訂

I 「学校いじめ防止基本方針」の策定

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定された。よって、同方針を策定し、本校でのいじめ防止対応について以下に記す。

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、日野市、その他の関係機関が相互に連携し、日野市いじめ基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

II いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈法 第2条〉

(1) いじめに対する定義

いじめとは、上記法第2条によって、「当該児童・生徒が一定の人間関係にある他の者から、心理的または物理的な影響を与える行為を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。（起こった場所は学校の内外を問わない。）

(2) いじめの態様

いじめの態様は、心理的・物理的な攻撃のことである。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォンも含む）等で、掲示板等への書き込みによる誹謗中傷や悪質な動画投稿等、嫌なことをされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、プロレスなど強いられる。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いじめかいかじめでないかは、判断がつかないものもあるが、大切なことは、いじめにつながる可能性があるとして判断した事例全てに対して、適切な対応を迅速に行うことである。

III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

IV いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るということを踏まえ、日常的に未然防止に取り組み、いじめを把握した場合には速やかに解決に努めるものとする。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むこととする。

(1) いじめに関する児童の理解を深める

児童がいじめについて深く考え理解するための取組として、学校における道徳の授業、関係機関

による子供たちの主体的な取組への支援などを通じて、いじめは絶対に許されないことを自覚するよう促す。

(2) いじめられた児童を守る

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して日常生活を送ることができるよう、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

(3) 児童の取組を支える

周囲の児童たちがいじめについて知っていながらも、「周りの大人に言ったら、次は自分がいじめられるかもしれない」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって周りの大人に伝えた児童たちを守り通し、周囲の子供たちの発信を促すための児童たちによる主体的な取り組みを支援する。

(4) いじめの早期発見

全ての大人が連携し、子供たちのささいな変化に気付く力を高め、いじめへの迅速な対処が求められる。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くある。そのことを認識し、たとえささいな兆候であっても、いじめであることを疑い、早い段階からの的確なかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的かつ組織的に早期発見・解決を図る。

(5) 教員及び児童の育成にかかわる全ての大人の指導力向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応するため、教員及び子供たちの育成にかかわる全ての大人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

(6) いじめを許さない学校づくり

学校は全ての教職員が「いじめを絶対に許さない」という基本姿勢のもと、いじめを発見した教職員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(7) 地域社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう全ての関係機関が連携し、地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

学校、家庭、地域社会では、児童がいじめを行うことがないように、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから守る。

また、保護者や地域がいじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡、相談するなど、いじめ防止等の取組への協力を促す。

V いじめ防止に向けた学校の具体的な取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

国の「いじめ防止のための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「日野市いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の「日野第三小学校いじめ防止基本方針」を策定し、上記Ⅰ～Ⅳに記した。

2 いじめ防止に向けた校内組織等の整備

(1) 法第22条関係

本校は、いじめ防止推進のための組織として「学校いじめ対策委員会」を設置する。

構成員：校長、副校長、生活指導主任、学年主任、専科主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター（1名）

※必要に応じて学級担任、スクールカウンセラー、専科教員等の関係者が出席する。

(2) 法第28条関係

重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 いじめの未然防止の取組～いじめを許さない学校づくり～

(1) 教職員の指導力の向上と組織的な対応

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通して児童一人一人に徹底する。そのために、教職員自身が身をもって人権感覚を磨き、範を示す。

また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、幼保・小中連携を図り、継続的な指導と個に応じた支援の充実に努める。

①相談体制の充実

どの児童も安心して豊かに学べる教育環境を整え、学校と家庭、地域、関係機関が密接な連携を図り一貫した指導体制を整える。

・管理職、担任、学年主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等学校職員の相談・受け入れ体制

・スクールカウンセラーによる相談体制の充実（都からのSC週1回、市からのSC月2回）

・近隣小中学校との相談体制の確立

- ・各相談機関の周知（子ども家庭支援センター、教育センター、エール等）

②いじめに関する研修の計画・実施

年間を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための研修を実施する。

- ・「いじめ総合対策」の活用
 - ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
 - ・DVD「STOP! いじめ」の活用
 - ・いじめに関する通知、文書等の周知（毎週金曜日の生活指導夕会）
- ## ③児童一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校・学級づくり等居場所づくりの推進
- ・係活動・委員会活動の充実
 - ・異学年集団による縦割り活動
 - ・自己有用感を高めるための挨拶や声掛け

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

児童が自らいじめ問題に向き合い、解決する力を身に付け、実践していけるようにする。

①人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ・校長が、いじめに関する講話を全校朝会で年3回以上実施
- ・道徳や特別活動等で、年3回のいじめに関する授業を実施
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用

②心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域が一体となった心の教育を推進する。

道徳の授業では、児童の実態に合わせ、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」「優しさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みることができるようにする。

- ・道徳授業地区公開講座の充実
- ・道徳教育推進教師の活用（OJT）

③情報モラル教育の充実

- ・児童、保護者、地域対象への情報モラルやネットいじめ等の問題についての授業・講演会

④体験的な活動・コミュニケーション活動の充実

・児童が自分と向き合い、社会（人、もの、こと、自然等）との関わりの中で生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう地域の人材や地域学習など体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

⑤「自分が大切にされている」と実感できる学校・学年・学級づくりの推進

- ・話し合い活動の充実
- ・自己肯定感、自己有用感を高める指導法の工夫、改善

⑥児童会活動等による主体的な取組

- ・教職員、児童が一体となったあいさつ運動の実施

⑦いじめ防止活動にかかわる関係諸機関・地域等との連携

- ・PTA・育成会等との連携
- ・学校運営協議会の開催
- ・子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等）への参加
- ・保護司、民生・児童委員、主任児童委員等との会合
- ・ケース会議等での情報交換（児童相談所、子ども家庭支援センター、民生・児童委員等々）

4 いじめの早期発見の取り組み～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、教職員は児童が発する小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に児童理解に努めるようにする。些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもって早期に的確な対応を行うようにする。

(1) 定期的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

- ・年3回のふれあい月間での取組で、いじめ等の実態把握
- ・年3回、児童アンケートによるいじめの実態把握

(2) スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）

(3) 家庭訪問、個人面談（必要に応じて個別面談）

(4) 全教員による継続的な児童の見守り

- (5) 生活指導夕会での情報交換・情報共有
- (6) いじめ発見チェックリストの活用
 - ・月1回全教員による「いじめ発見チェックリスト」を活用した子供の状況観察の実施
- (7) 関連機関との連携による学校非公式サイトの監視
- (8) 保護者・地域等との連携
 - ・いじめ防止の学校の取組の周知（学校便り、PTAの諸会合等、学校行事等）
 - ・学校のいじめ基本方針の学校ホームページでの公表
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用等の保護者への紹介
 - ・保護者や地域が相談しやすい環境づくり
- (9) 児童館（学童クラブ、放課後子ども教室等）との連携
 - ・ひのっち運営委員会（年3回）での情報交換
 - ・ひのっち職員との日常的な情報交換
 - ・学童クラブとの情報交換

5 いじめ解決への早期対応～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

いじめやいじめの兆候を把握したら、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、いじめの解決に向けた取組を開始する。そして、いじめられた児童への支援、いじめた児童への指導、周囲の児童へのケア等を役割と責任を明確にして学校全体で対応方針を共有していじめ解決に向けて組織的に取り組み、児童が安心して学校生活を送れるようにする。

- (1) 被害の児童、加害の児童、周囲の児童への取組
 - ・被害児童の安全確保とスクールカウンセラー等を活用した支援
 - ・加害児童へのスクールカウンセラー等を活用した支援
 - ・加害児童に対する組織的、継続的な観察・指導等
 - ・いじめを伝えた児童の安全確保
 - ・周囲の児童への指導
- (2) 教育委員会、関係諸機関との連携
 - ・教育委員会への報告と支援の要請
 - ・学校サポートチームを通して警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携協力
- (3) 保護者、地域との連携
 - ・家庭でいじめについて、保護者と児童が話し合う機会をつくるよう促す。
 - ・学校や家庭でのいじめの情報や学校の対応等を共有する。
 - ・当該児童と保護者、学校、関係者が話し合う機会を設定する。
 - ・PTAの活用、登下校時の見守りなど地域人材の活用によって、多くの大人で見守る。

6 「ネット上のいじめ」への未然防止、早期発見・対応

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から発見と指導が困難であるケースがある。また、児童が簡単に加害者にも被害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状況になってしまうこと等の特徴がある。児童自身が「ネット社会」の有効性や危険性について考え行動できるようにすることや、ネットに心が縛られることなく豊かな人間性、より良い人間関係を築くためのコミュニケーションを高めるようにする。

- (1) 「ネット上のいじめ」の特徴
 - ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間に極めて深刻になる。
 - ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した情報は回収することが極めて困難である。
 - ・保護者や教員等が児童の携帯電話やスマートホン等の利用状況を把握することが困難である。
 - ・児童が利用している掲示板やLINEなどを詳細に確認することが困難であり、ネット上のいじめの実態把握が難しい。
- (2) 未然防止と早期発見の取組
 - ①校内指導体制の徹底
 - ・ネットトラブルに関する研修による教職員の共通理解
 - ・「ネット上のいじめ」等のトラブルの未然防止と早期発見・対応のための組織体制の構築
 - ②教育相談の充実
 - ③発達段階に応じた指導の充実
 - ・東京都作成リーフレット、啓発DVD等を活用した「情報モラル教育」の計画・実施
 - ・ネットトラブルに関する授業（セーフティ教室等、専門家や企業の出前授業等の活用）
 - ④学級活動による主体的な取組
 - ・インターネット（スマートホンやゲーム機等含む）や携帯電話等の利用に関する授業や話し合

い活動（「SNS 東京ノート」の活用）

⑤教育委員会、P T A等と連携した啓発活動

・東京都作成リーフレットの配布・活用

P T A、地域対象の講演会の実施、家庭教育学級、ファミリーe ルール講座等

・インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭での話し合いやルール作り

7 重大事案への対処～学校、保護者、地域が一丸となって児童を守り抜く～

(1) 被害児童の安全確保

・いじめられた児童からの情報収集、いじめの兆候の受け止め等の取り組みを行う。

(2) 被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

・スクールカウンセラー等による心のケア

(3) 周囲の児童へのケアや取り組みの支援

・いじめの実態を知っていたが、教師等に伝えられなかった児童の心のケア

・児童会等によるいじめ防止への取り組みへの支援

(4) 加害児童の指導・ケア

・いじめは許されないことの継続的指導、観察

・いじめを行うようになった経緯や成育歴等の把握と心のケア

(5) 保護者・地域・関係機関や専門家との連携した取り組み

・情報の共有と取り組みへの共通理解

(6) 重大事態発生についての教育委員会への報告

・重大事案と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

・教育委員会の指導の下、重大事態調査委員会を設置し、調査を開始する。

(8) 重大事態の調査結果についての教育委員会への報告

・教育委員会から市長への報告後、必要な場合は市長が再調査を行う。